＜＜＜新旧対照表＞＞＞

〇多治見市男女共同参画推進審議会規則（平成17年７月15日規則第79号）の一部を改正する規則新旧対照表

部署名：くらし人権課

新	旧
〇多治見市男女共同参画推進審議会規則 平成17年７月15日規則第79号	〇多治見市男女共同参画推進審議会規則 平成17年７月15日規則第79号
（趣旨） 第１条　この規則は、多治見市男女共同参画推進条例（平成17年条例第18号）第20条の規定に基づき、多治見市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この規則は、多治見市男女共同参画推進条例（平成17年条例第18号）第20条の規定に基づき、多治見市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。
（組織） 第２条　審議会は、委員15名以内で組織する。この場合において、男女いずれか一方の性の委員の数が、委員の総数の６割を超えてはならない。 ２　委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 （１）　学識経験者　４名以内 （２）　事業者　４名以内 （３）　保育又は教育に携わる者　４名以内 （４）　公募市民　３名以内	（組織） 第２条　審議会は、委員15名以内で組織する。この場合において、男女いずれか一方の性の委員の数が、委員の総数の６割を超えてはならない。 ２　委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 （１）　学識経験者　４名以内 （２）　事業者　４名以内 （３）　保育又は教育に携わる者　４名以内 （４）　公募市民　３名以内
（任期） 第３条　委員の任期は２年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。	（任期） 第３条　委員の任期は２年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
（会長及び副会長） 第４条　審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。 ２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。 ３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。	（会長及び副会長） 第４条　審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。 ２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。 ３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（審議会） 第５条　審議会は、会長が招集する。ただし、委員委嘱後最初の審議会は、市長が招集する。 ２　審議会の議長は、会長をもって充てる。 ３　審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。 ４　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を聴くことができる。	（審議会） 第５条　審議会は、会長が招集する。ただし、委員委嘱後最初の審議会は、市長が招集する。 ２　審議会の議長は、会長をもって充てる。 ３　審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。 ４　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を聴くことができる。
（庶務） 第６条　審議会の庶務は、環境文化部くらし人権課において処理する。	（庶務） 第６条　審議会の庶務は、環境文化部くらし人権課において処理する。
（委任）	（委任）

新	旧
第７条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。 附　則 １　この規則は、平成17年10月１日から施行する。 ２　令和７年10月１日に委嘱された委員の任期は、第３条の規定にかかわらず、令和10年３月31日までとする。	第７条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。 附　則 この規則は、平成17年10月１日から施行する。 ＜新設＞

摘要	改正理由 委員の任期を計画期間合わせるため